

開催日：令和 6 年 10 月 23 日

会議名：令和 6 年文教常任委員会（第 1 日 10 月 23 日）

○井上弘美 まず、こども支援課に子育て世帯訪問支援事業についてお尋ねします。

養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭などを対象に、家事や育児における必要な支援を実施する新規事業ということで、開始が昨年 10 月からとのこと。スタート時に多くの調整が必要だったとお聞きしていますが、具体的にどのような課題があったのでしょうか。

○こども支援課主幹（島田直代） 事業創設に向けた課題としては、子育て分野の訪問サービス事業者が少なく介護や障害者支援分野の参入を促す必要があったことや、事業者や訪問支援員の質を担保するために資格要件の検討を行う必要がありました。また、対象世帯への利用勧奨から実際の訪問支援までの流れの検討やケースワーカー、事業者など関係者の役割分担の調整などがあり、関係部署と協議を行い、試行錯誤しながら体制を整えてまいりました。

○井上弘美 特に、ヤングケアラー支援は、家庭の外からは見えにくい課題です。ケアを担う子どもたち自身がその環境を受け入れている可能性もあります。必要な家庭へのアプローチについてはどのようにされているのでしょうか。

○こども支援課主幹（島田直代） ヤングケアラー支援においては、子どもに寄り添い続け、信頼関係を築くことでＳＯＳに気づけるような伴走者の存在が重要なことから、昨年度に作成したヤングケアラー支援のためのハンドブックを活用し、支援関係者向けの講演会等を通じて、相談支援体制を強化してまいります。

○井上弘美 では、今後事業を推進する上で課題となることは何でしょうか。また、対応策についてもお聞かせください。

○こども支援課主幹（島田直代） 事業を推進する上で、サービスの質を確保するために、事業に従事する訪問支援員の育成が課題であると認識しています。

事業の性質上、訪問支援員には子育て支援と生活支援の両方に対応できる専門性が求められていることから、現在、介護保険サービス事業所とベビーシッター派遣事業所の 2 社を選定し、相互にノウハウを補完しながら事業を実施しています。

今後は、実績に基づく事例を積み重ねながら、専門性を高めるための研修を行うなど、訪問支援員を育成していくとともに、新たな事業者の拡充にも取り組んでま

います。

○井上弘美 こども家庭庁の新規事業ということで、国、府、市それぞれ3分の1という予算立てです。

国の資料では、目的として、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐとされています。大変高いスキルを要求されています。現在委託されている2社、介護保険サービス事業所とベビーシッター派遣事業所、そして担当課でノウハウ、事例を共有しながら、制度の趣旨を実現する体制をつくるご努力を重ねられることと思いますし、今後、この事業に対応する事業者も出てくることも予測されます。スタートアップで様々な課題が出ると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

続いて、こども支援課に子どもの居場所づくりの推進についてお尋ねいたします。

補助金を交付された居場所運営事業者の種別、内訳を教えてください。

○こども支援課長（後藤良輔） 補助金を支給した31団体の内訳ですが、子ども食堂が9団体、学習支援を提供する居場所が1団体、交流体験活動を提供する居場所が4団体、その他の過ごし場などを提供している団体が2団体、そして残り15団体は複数の機能を併設した居場所となっております。

○井上弘美 複数の機能を併設した居場所、運営事業者が大半であるとのことですが、この事業そのものは令和4年にモデル事業としての開始です。事業者さん側は継続的に発展されているのだと思います。

では、各事業者からの課題のヒアリング、これはどのようにされていますか。それから、その内容や、また対応策についてもお考えをお聞かせください。

○こども支援課長（後藤良輔） 子どもの居場所ネットワーク事業において各圏域に配置している居場所コーディネーターによる居場所への訪問やアンケート調査などを通じて、居場所の運営者から課題を聞き取っております。

内容につきましては、資金や人材の確保、それからネットワークづくりに関することが多くなっております。このため、居場所コーディネーターが寄附金、食料品の受付と分配、また民間の補助金の活用などの情報提供を行うほか、ボランティアなどの人材派遣、交流や勉強会などを通じまして、総合的に運営団体の支援を行っております。

○井上弘美 課題は、資金や人材の確保、ネットワークづくりに関することが多いとのことです。居場所コーディネーターさんが大変重要な役割を担われていると認識しています。予算の執行は計画どおりのようですが、今後も担当課として委託先とのコミュニケーションを図り、事業の維持発展をお願いしたいと思います。

続いて、訪問事業について。

こんにちは赤ちゃん事業での新生児家庭における課題の抽出や支援の具体的な取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○こども支援課主幹（岡井美千代） こんにちは赤ちゃん事業の各訪問員からの聞き取りを毎月実施し、育児不安等がある家庭の課題を把握しております。

支援の必要がある家庭に対しては、必要に応じて、子育て支援センターほっぺの保育教諭や心理職員が家庭を訪問して支援を実施しております。

○井上弘美 課題が一定解決されるまでの伴走型支援はどのように行われていますか。

○こども支援課主幹（岡井美千代） ほっぺからの家庭訪問を継続する中で、保護者が孤立することなく地域の子育て支援に関する社会資源とつながり、必要なときはまた相談しますと保護者自身が力をつけるまで伴走型支援を実施しております。

○井上弘美 保護者が自信と力をつけるまで訪問支援が継続されているとのことですが。

では、育児支援家庭訪問事業の支援対象はどのような家庭が多いのでしょうか。また、小学生のいる家庭の利用についてもお聞かせください。

○こども支援課主幹（岡井美千代） 育児支援家庭訪問の支援対象者は、こども園等に所属していないお子さんを持つ保護者が大半を占めております。小学生のいる家庭の支援数は僅かですが、就学前から小学校に上がったときに支援が途切れることのないように、小学生のいる家庭も対象として支援しております。また、支援を一旦終結していた家庭が、子どもが小学生になり成長に伴った悩みが出たときに、相談先として再度連絡が入り、支援を再開するケースもございます。

○井上弘美 こども園に通っていない子どもの保護者さんは、身近に相談先が少ないと考えられます。令和8年度からは、こども誰でも通園制度が本格実施されます。保護者の育児相談は一定保育施設に移るとも考えられますが、訪問事業での不安解消の助けは今後も必要です。小学生の支援数については、数は少ないとのこと

ですが、答弁にもありました継続的な支援が必要であったり、いつでもまた相談再開できる安心感も重要ですから、引き続きお願いしたいと思います。

次は、子ども事業課の病児保育について。

先ほど佐々木委員の質疑に、新型コロナ明けで増えてきたというご指摘がありましたけれども、新型コロナ以前からの動向ということで、傾向というのを教えていただけますでしょうか。

○こども事業課長（梅本裕一） 市内3か所で実施しております病児保育の利用者数についてですが、延べ人数の合計になりますが、平成30年度が3,043人、令和元年度が3,469人、令和2年度が1,114人、令和3年度が1,888人、令和4年度が1,420人、令和5年度が2,147人と変遷しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より利用者数が減少していましたが、昨年度は病児保育の利用が再度増加している状況でございます。

○井上弘美 予算執行率が75.4%ということですが、新型コロナ明けということで、人数の増え方としては想定内なのかなと思います。

利用される理由は様々あると思いますが、子育てしている中で、子どもの病気と仕事の調整は保護者の大きな悩みであることは間違いありません。保育園から発熱の連絡を受けてもすぐに迎えに行けない状況は、保護者にとって本当につらいものです。

では、送迎サービスについて教えてください。

○こども事業課長（梅本裕一） 病児保育の送迎サービスは、子どもが在籍する保育所等への登園後に体調不良になり、保護者が仕事などを理由に迎えに行くことができない場合に、病児保育施設が保護者に代わり、保育所などから病児保育施設へ子どもの送迎を行うサービスでございます。

国の病児保育事業実施要綱では、体調不良の子どもの送迎を行う際は、送迎用の自動車に同乗する看護師等または保育士を配置した場合に補助金を交付することとしており、送迎用の自動車に看護師等または保育士が同乗することや、タクシーによる送迎を原則とすることなどの要件がございます。

本市では、病児保育施設3施設のうち、2施設で送迎サービスを実施しております。

○井上弘美 看護師等または保育士が同乗しなければならないということで、委託先の事業者さんの体制が整っているからこそできるサービスかと思います。本市で実施ができていることについて、改めて評価したいと思います。

では、次にこども政策課に、子育て・子育て支援行動計画の推進について。

計画策定に当たってのニーズ等調査についてどのような方法で実施されましたでしょうか。また、調査結果から子育て世代の特徴的なニーズは把握できたのでしょうか。

○こども政策課長（出口沙織） 本調査は、住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、それぞれ義務教育就学前児童の保護者 4,214 人、小学生保護者 2,518 人、小学 5 年生 890 人、中学 2 年生 880 人、高校 2 年生相当年齢 844 人に対し令和 5 年 12 月に調査票を郵送し、郵送またはウェブにて回答をいただきました。

保護者調査において、5 年前調査と大きく変動したニーズといたしましては、特に就学前保護者の就労希望について、両親ともにフルタイム世帯が 5 年前に実施した前回調査に比べて 14%増の 48%になるなど、共働き世帯の増加が顕著となっております。保育定員の確保などが求められています。

○井上弘美 共働き、しかも両親ともにフルタイムで働きたいという回答が増えていくということで、実感するところです。

ところで、フルタイムという言葉で、残業がないとイメージする方は少ないと思います。子育て世代の働き方は社会全体の課題で、しかし現状は社会の働き方に子育て世代が合わせているわけです。まだまだこれを当たり前と考えているのが日本で、働き方改革が広がるのは遠い先のように思います。

では、ひとり親家庭に関する調査も合わせて行われていますが、同じくどのような方法で実施されたか、ひとり親家庭の課題の一つである養育費の確保について改善されてきたか、ニーズの変化など把握できたか、教えてください。

○子育て給付課長（坂本篤史） ひとり親家庭に関する調査は、市内在住の児童扶養手当の受給資格がある 2,936 人に対して令和 5 年 12 月に調査票を郵送し、郵送またはウェブにて回答いただきました。

ひとり親家庭が養育費を受け取っている割合が低いという課題に対して、養育費の支払いを約束する債務名義の必要性の周知や、債務名義の代表例である公正証書を作成する費用の補助制度を進めています。養育費を受け取っている割合は、前回調査と比較して約 22%から約 37%に増加し、養育費の取決めをしている割合についても、約 40%から約 57%に増加しており、少しずつ改善しているものと認識しております。

前回調査からのニーズの変化については支援制度等の情報の入手方法として、当課が作成しておりますひとり親家庭のしおりや市役所での相談等の割合が増加しており、さらなる情報発信の充実が求められております。

○井上弘美 支援ニーズについて、大きな変化はないようで、情報をより得やすくすることや相談しやすい仕組みが求められているようです。養育費の受取割合が大きく改善しているのは、公的文書の作成の有用性や本市の補助制度への認知が進んでいると言えると思います。

それでは、調査の結果に基づく施策推進をどのように考えているかお聞かせください。

○こども政策課長（出口沙織） 子ども健やか育み条例に基づき、子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」におきまして、本調査結果で把握した課題の解消に向けて取り組むべき事項を重点施策や施策の柱に位置づけをいたします。これらをこども審議会などにおいて毎年進行管理を行いながら、総合的かつ計画的に推進をしてまいります。

○井上弘美 では、関連して、子育て給付課に母子父子福祉センター施設運営管理についてお聞きしたいと思います。

ひとり親家庭及び寡婦からの相談内容はどのようなものが多いのか教えてください。

○子育て給付課長（坂本篤史） 相談を受けるタイミングとしましては、離婚前が多く、実の親や周囲の誰にも相談できないという精神的な負担を抱えた方も少なく、離婚の手续や養育費の受取方法、住宅ローンの取扱いなど、離婚に向けた具体的な内容が多くなっております。

○井上弘美 では、緊急時の子どもの預かりに関する相談や要望にセンターはどういった対応をしていますか。ひとり親家庭等日常生活支援事業との連携についても教えてください。

○子育て給付課長（坂本篤史） 親の仕事や疾病等による緊急時の子どもの預かりに関する相談に対しましては、こども園等での一時保育事業、児童養護施設等での子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業など、個々の状況に応じた支援制度を案内しております。

なお、ひとり親家庭等日常生活支援事業において、ファミリー・サポート・センター事業の利用料補助を行っております。

○井上弘美 母子父子福祉センターでは、離婚家庭の面会交流支援や技能取得、共有口座のほか憩いの場づくりなどの委託をされているわけですが、離婚前の相談が

とても多いということで、手続、養育費、そして住宅ローンを共同名義にされているケースなども最近の特徴なのかなと思います。市の支援事業とセンターが連携して、適切に案内支援をお願いいたします。

では、助産制度についてお尋ねします。

生活保護を受けている経済的に困窮している妊産婦に対し、出産費用を助成する事業で、909万円の予算に対し733万2,237円、80.7%の執行です。令和5年度を含めたこの数年間の利用件数と傾向を教えてください。

○子育て給付課長（坂本篤史） 助産制度の過去5年間の利用件数につきましては、令和元年度が13件、令和2年度が18件、令和3年度が9件、令和4年度が13件、令和5年度が16件で、横ばいで推移しております。

○井上弘美 既に生活保護を受けている家庭での妊娠、出産は、出産費用のみならず、今後の生活についても課題が生じる可能性が高いと思われます。また、利用できる医療機関が市内は市立豊中病院、市外ですと箕面市、池田市、大阪市の市立病院や済生会中津病院などとなっています。限られた医療機関への通院でサポートが必要なこともあるかと思います。

では、母子保健の訪問指導とリンクするケースはあるのでしょうか。あるとすれば、出生前後の伴走型支援はどのように継続されるのでしょうか。

○おやこ保健課主幹（中尾こずえ） おやこ保健課では、助産制度対象の方に限らず、妊娠届出時に保健師や助産師などの医療職が全ての妊婦と面接し、妊娠早期から妊娠や出産、子育てに関するご相談をお受けしております。経済面のご不安がある場合は、ニーズに応じて生活保護や助産制度へのつなぎも行っています。また、妊娠中から指定医療機関を含めた産科医療機関等と連携し、継続した個別支援を行うとともに、出産後ははぐくみセンター内で連携し、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問で乳児家庭全戸訪問事業を実施し、切れ目なく伴走型支援を行っております。

○井上弘美 助産制度を利用した出産が一定あるということは、その先、経済面での課題を抱えながらの子育てを行う保護者がいるということで、家庭に及ぶ影響とすれば、例えば上のお子さんに対しても目配りが必要なケースもあると思います。赤ちゃん訪問などを通じ、生活面での支援も考慮した伴走型支援の強化をお願いしたいと思います。

それでは、妊産婦健康診査について。

主要施策の妊産婦健康診査の拡充について、拡充された内容についてお聞かせく

ださい。

○おやこ保健課主幹（中尾こずえ） 令和5年度より、妊婦健康診査の受診券について、14枚配付していたものを16枚配付に拡充いたしました。

○井上弘美 受診券を増やした根拠を教えてください。平均使用枚数なども、実績を教えてください。

○おやこ保健課主幹（中尾こずえ） 本市では、それまで国の示す基準である14回の費用助成と多胎妊婦の追加助成を行ってきましたが、妊婦や胎児の状態によっては14回を超える健診が必要となることがあり、産婦への聞き取り調査でも7割の人が助成回数の拡充を希望されました。このため、経済的な理由で健診受診を控えることなく、安心・安全な出産に臨むことができるよう拡充したものでございます。

妊婦1人当たりの受診券の平均使用枚数は13枚です。15回目の使用は全体の約38.2%、16回目は約17.1%でした。

○井上弘美 国の基準である14回は、平均としては妥当なものだと思いますが、それより多くなる方というのは心身のご負担も大きいと考えられますので、助成回数の拡充は評価するところです。15回や16回目を使用された方の実績を示す数字もそれを裏づけているかと思います。

それでは、母子保健の相談事業の中で、特にグリーフケアについてお聞きいたします。

流産や死産を経験した女性の精神的ダメージは大変大きく、鬱などのメンタルヘルスに影響することが多いと言われており、心理的な支援、グリーフケアの必要性は言うまでもありません。

では、グリーフケアについて、周知方法と相談はどのような形で受けているかお聞かせください。

○おやこ保健課主幹（中尾こずえ） グリーフケアにつきましては、「流産や死産で赤ちゃんとお別れしたご家族の方へ」というリーフレットを作成し、産科医療機関や市民課窓口で配布し、グリーフケアに関する知識の普及や相談窓口の周知を行っております。

グリーフケアに関する相談は、保健師や助産師などがご本人のご希望に合わせて、電話や面接、家庭訪問にてお受けしております。また、ニーズに応じて、産後ケア事業の利用や当事者の会のご案内なども行っております。

○井上弘美 相談支援の対象は女性のみでしょうか。家族へのケアも行っているのでしょうか。また、相談員のスキルアップの取組についても教えてください。

○おやこ保健課主幹（中尾こずえ） 相談支援は、性別にかかわらず、妊産婦、パートナー、ご家族を対象としております。

スキルアップの取組につきましては、保健師、助産師等の職員を対象として、外部講師による専門研修を行っております。また、併せて国や府が主催する研修の受講によりスキルアップに取り組んでいます。

○井上弘美 重ねて申し上げるまでもないのですが、流産、死産におけるグリーフケアは、今後、そのご家族がどんな家族像を持って生きていかれるか、そこに寄り添う重要な役割を担います。相談員の方にとって、最もスキルが求められるケースとも言えます。研修や事業の周知について、しっかり行っているようにするので、引き続きよろしくお願いいたします。

次ですが、先ほど他の委員から質疑がありました児童発達支援事業等民間委託につきまして、重なるところもあるのですが、委託事業の見直しを検討されて準備を進められたということですが、どのような委託を一本化したのか、そしてその目的についてお聞かせください。

○おやこ保健課主幹（高 容康） 令和5年度まで児童発達支援事業所あゆみで委託実施しておりました単独通所及び障害児一時預かり事業に児童発達支援センターで直営実施しておりました親子通所及び就園・就学後の小集団親子教室を加えて、令和6年度から児童発達支援センターにて通所支援事業を一体的に民間委託いたしました。

さらに、社会資源の乏しい義務教育修了後の発達障害児を対象といたしました放課後等デイサービス事業を創設し、併せて委託いたしました。

目的としましては、成人期にまでわたる障害児者支援を実践してきた民間事業者を選定し、協働することにより成人期移行支援を進めるとともに、これまで障害児通所支援に従事してきた本市職員の経験を身近な場所における発達支援の入り口の事業拡充に生かすことにより、公民連携した切れ目のない支援の推進を図るためです。

○井上弘美 発達支援相談窓口は直営で8か所と、身近になったということで、相談件数が増えたということですね。また、委託で新設された義務教育修了後の支援で、高校生世代にとってはこれまで相談のみだったのが、スキル獲得の場ができたという2点が大きなメリットだと認識しています。今後、民間を活用しながら支援

の入り口部分は本市職員で行う、切れ目のない支援を職員のスキルで推進する、そういうイメージを持っております。

こども未来部への質疑は以上です。

○井上弘美 まず、教育センターに教育情報セキュリティポリシー監査業務についてお尋ねいたします。

学校外の監査委員による監査の意義や目的、実際の監査の内容について教えてください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 教育情報セキュリティポリシー監査につきましては、令和５年度からの３年間で、全小・中学校及び義務教育学校を対象として監査を行うものです。児童生徒の個人情報、学校で取り扱う機密情報等の外部への流出や誤廃棄等のセキュリティ事故の可能性を低減することを目的に、令和５年度は１９校で委託事業者が対象校を訪問し、主に学校管理職への聞き取り、校内での文書の保管状況や端末でのデータの利用状況の確認等を行いました。

なお、教育情報セキュリティポリシー等に基づき、情報の取扱いが適正に行われているか等の自己点検アンケートについても、毎年度、全学校、全教職員を対象として実施しております。

○井上弘美 文科省のガイドラインに沿った監査を昨年度１９校で実施したとのことですが、その結果や課題をどのように扱われたのか教えてください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 昨年度の監査結果につきましては、自分のアカウント情報を机上に貼っている。終業時の端末からのログオフが長期間行われていないなどの課題について指摘がありましたので、当該校において是正指導をしています。また、監査で確認された各学校の状況及び好事例についても、各学校へ情報提供を行うことで、教員のセキュリティ意識の向上、セキュリティ事故の防止を図っております。

○井上弘美 意見です。

３年に１度の監査と毎年アンケートで教育情報の取扱いを是正指導されているとのことでした。教育現場のデジタル化、特に本市では教育ダッシュボードなど進んでいきますので、セキュリティ事故防止に向けて日頃から意識が高まる取組を期待しております。問題点も、よい事例も学校と共有しているとのことですので、現場により周知が進むようお願いしたいと思います。

続いて、ＩＣＴ活用推進事業において、どのような研修をどれくらいの頻度でさ

れているのか教えてください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 学校管理職や初任者、各校のＩＣＴ担当者など参加対象は様々ですが、令和５年度は、ＩＣＴ活用に係る研修は年間で全23回開催し、延べ1,071名の参加がありました。

内容については、端末や各種アプリ等の基本的な操作方法だけでなく、ＩＣＴを活用した授業づくりや情報セキュリティ、情報モラル、著作権などの学校現場の諸課題に対応した研修や生成ＡＩ等の最新の技術の利活用に係る研修を実施いたしました。

○井上弘美 年間を通じて様々な研修をされているということですが、研修を実施された成果や実際に受講された教員からの意見についてお聞かせください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 令和２年度のタブレット端末導入から数年が経過し、端末等の操作については一定のスキルが身についてきた教員が多くいる一方、社会の急激な変化の中で発生する様々な教育課題への対応も求められており、それらの力を研修等により育成することが必要であると考えています。そのような諸課題に対応した研修を実施し、講義だけでなく、実際に端末を操作したり、各学校の状況や好事例を共有したりするなどして、学んだ内容を受講生が各学校での実践に反映させる、様々な教育課題の解決に寄与していると認識しております。受講した教員からは、自分の授業を見直すきっかけになった、取組を進めていく参考になった、学んだ内容を学校全体で共有したいといった各学校への取組の充実につながるような感想を多くいただいております。

今後も、様々な課題に対応した研修を実施することにより、教員の資質向上に努めてまいります。

○井上弘美 事例を交え、ご説明いただきました。

情報モラル、著作権は、教員側が一定の知識を持ち、日頃から児童生徒に指導することが大切です。ＩＣＴを活用した授業づくりは、もはや避けて通ることができませんし、生成ＡＩ等は児童生徒が教員より先行することもあると思います。現場の実践に貢献する研修の実施を今後もお願いいたします。

もう一問教育センターにマチカネ先生塾についてお尋ねいたします。

目的と対象者についてご説明ください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 目的といたしましては、豊中市の教員を目指す学生等に対して、本市の理解を深め、教員となる基本的な資質の向上を図

ることとしております。対象者としたしましては、短大生、大学生、大学院生とするとともに、学校に勤務する講師も聴講生として受講可能としております。

○井上弘美 近年の実績と、その成果について教えてください。

○豊中市教育センター所長（森 真理子） 塾生数及び採用試験の合格者数につきましては、令和3年度は19名が受講、4回生13名のうち7名が合格、令和4年度は14名が受講、4回生8名のうち5名が合格、令和5年度は13名が受講、4回生6名のうち4名が合格しました。

講座では、豊中市の特色を生かした講義やグループ交流を行うことで、同じ教員を志す仲間同士で学び合える内容となっています。また、学校で働き始めた後も塾生同士がつながり、情報交流を行うなどの人間関係づくりにも寄与しています。

○井上弘美 予算額11万5,000円、うち執行額10万8,125円と額が小さい事業ですが、このマチカネ先生塾を経て教員となった学生は、本市への理解、職場に必要な知識においてアドバンテージがあり、恐らく定着率も期待できるかと思います。また、教員を目指す塾生同士のつながりはまさにブライスレスで、長い人生にわたり影響を与えるものだと思います。マチカネ先生塾を受講する学生が増えることを期待し、さらなる創意工夫をお願いしたいと思います。

次は、教職員課に学校教育充実支援事業、小学校35人学級の推進、学力向上・少人数事業についてお尋ねします。

各事業で配置された講師の人数を計画と比較して教えてください。

○教育委員会次長（森山幸雄） 令和5年度学校教育充実支援事業での非常勤講師配置予定数は38人で、実際に配置した講師の数は30人でした。

次に、小学校35人学級の推進での非常勤講師配置予定数は12人で、実際に配置した講師の数は6人でした。

学力向上・少人数事業では計画時が15人、実際に配置した講師の数は、持ちこま数の調整により計画時より2人多い17人となっております。

○井上弘美 では、それぞれの事業の成果と課題について教えてください。

○教育委員会次長（森山幸雄） 学校教育充実支援事業におきましては、生徒と向き合う時間が確保でき、生徒との信頼関係を構築することができた、不登校生徒との連絡を密にすることができているなどと聞いているところです。

学力向上・少人数事業につきましては、生徒の自主的な学習活動の機会が増え

た、生徒同士で教え合う機会が増えたなどと聞いているところでございます。

小学校 35 人学級の推進につきましては、1 クラス 20 人程度の学級編制を行うことができ、児童の学力定着や教員の負担軽減などに成果があったと聞いているところです。

課題としましては、講師確保が難しい教科につきまして、計画どおりの配置ができていないところがあります。

○井上弘美 では、決算を踏まえた今後の方向性についてお答えください。

○教育委員会次長（森山幸雄） 今後につきましては、学力向上や生徒指導上の課題における緊急性の判断やほかの教員加配制度などとの調整を行い、課題解消に向けた学校の取組を市費教員の配置により支援していきたいと考えております。

○井上弘美 要望です。

3 つの事業は、それぞれきめ細やかな少人数学級を実現させるための、市の予算で講師を配置する事業です。フルタイムに近い講師、小学校の教科担任を担う講師は、人材確保に課題があったとのことでした。

35 人学級は、小学校 4 年生までは令和 3 年度に、5 年生は令和 6 年で達成済み、6 年生も令和 7 年達成予定とお聞きしております。現状の制度では、支援学級在籍児童生徒が通常学級の人数に含まれない。しかし、豊中ではインクルーシブ教育、通常学級で共に学ぶことが基本で、それによりクラス人数が増えてしまいます。その解消のため、本市では支援学級在籍児童を含めた小学校 35 人学級を主要施策としています。講師を採用できないことで課題が先送りされないか、懸念しているところです。ご答弁いただいた、課題解消に向けた市費教員の配置による支援をよろしくお願いいたします。

では、読書振興課にお尋ねいたします。

豊中市デジタル図書館の推進事業ということで、電子書籍のコンテンツ状況とジャンルなどの傾向に特徴があれば教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） 豊中市デジタル図書館の令和 5 年度の電子書籍数につきましては、令和 4 年度から 2,163 点増え、1 万 3,284 点となっております。小説、実用書、絵本、児童書、オーディオブックなど幅広いジャンルの書籍を所蔵しております。また、書き込みの懸念等から紙の書籍では原則として収集していない高校、大学受験に関する学習参考書につきましても所蔵しています。

電子雑誌につきましては、令和 5 年 4 月のサービス開始当初から 100 誌以上増え、外国語の雑誌も合わせて現在 268 誌となっております。

○井上弘美 学習参考書は紙での蔵書には向かないがデジタルにはなじむということで、高い値段を考えると子育て世代の助けになるのではないかと思います。

では、利用世代の傾向があれば教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） 令和5年度のデジタル図書館の実貸出利用者数につきましては2,445人で、年齢別の割合は20代以下が14.5%、30代が20.5%、40代が23.4%、50代が22.5%、60代以上が19.7%となっております。傾向としましては、30代から50代の利用が多く、特に30代は図書館での貸出利用が全体の9.5%に対し電子書籍では20.5%と、デジタル図書館では利用が多い世代となっております。

○井上弘美 図書館に出向くことが困難な方へのサービスの一環として、またデジタル書籍になじんでいる世代の図書館利用促進として、興味深いご答弁をいただきました。

続いて、図書館での一時保育について。

図書館に子どもを預けて本に向き合える、まさにほっと一息の事業です。1回2時間550円の有料サービスで、3館で試行実施ということでした。ご利用者の傾向、例えば子どもの年齢、母子のみか家族での利用なのかなど、それから感想についてもお答えください。

○読書振興課主幹（山根雄一） 利用者につきましては、ゼロ歳児から2歳児の未就学児と母親での参加が多く、参加の保護者からは、本をゆっくり選び読書ができ、久しぶりに一人きりのぜいたくな時間を過ごすことでリフレッシュになったや、資格取得のための勉強に集中できたなどのお声をいただいております。

○井上弘美 ゼロ歳児は7か月から対応しているとお聞きしています。目を離せない乳幼児を育てる母親の利用が多いとのことですね。

では、利用できる曜日、時間帯などに要望の声はありましたか。

○読書振興課主幹（山根雄一） 現在、岡町図書館は第3金曜日、野畑図書館は第2木曜日、千里図書館は第4火曜日の10時15分から12時15分に一時保育事業を実施しております。利用できる曜日や時間帯につきましては平日の希望が多く、午前に利用したい、また日程を増やしてほしいなどご意見をいただいております。

○井上弘美 事前申込みが必要で、多数の場合は抽せんとのことですね。図書館をあまり利用していない方にも周知が広がれば、希望がさらに増えると思います。事業

の拡充を要望し、次の質疑に移ります。

とよなかブックプラネット事業、この事業の内容を教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） とよなかブックプラネット事業につきましては、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成するため、学校図書館と市立図書館の蔵書を一体的かつ効率的に活用する環境整備を行っております。具体的には、図書館システムの構築、運用、学校間及び教育センターと市立図書館を結ぶ物流便の運行、そして学校司書の配置とスキルアップのための研修など、情報、物流、人の3つのネットワークを柱に事業を進めております。

○井上弘美 事業の中で、子どもたちが本の魅力を知るためのイベントも開催されています。ビブリオバトルチャンピオンシップ中学生大会などの成果と課題を教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） ビブリオバトルは、自分で読んだ本を紹介し、その魅力をほかの参加者に伝えるプレゼンテーションゲームで、コミュニケーションの場をつくることを目的に実施しております。

成果につきましては、参加者が様々な本を知ることができ、読書意欲が高まることや、本を紹介する発表者のスピーチ能力の向上、参加者同士のコミュニケーションづくりにつながっております。また、小学生がチームで参加し、岡町、野畑、千里、庄内の各図書館を利用して調べ学習を行う、図書館の達人の優勝チームの授賞式も合わせて行い、児童生徒の成果発表の場を提供することで、読書活動、学習活動の活性化を図っております。

課題につきましては、参加する中学生が限られているため、ビブリオバトルの意義を周知し、裾野を広げ、継続的な読書活動として定着させていくことです。

○井上弘美 感動した本の魅力を言語化し、人に伝えることを子どものころから楽しみながらできる。これは将来にわたって大きな財産になると思います。参加者がまだ限定的との問題意識がございましたが、イベントを盛り上げ、定着させていただきたいと思います。

では、学校図書館を活用した授業づくりに対してどのように支援されているのでしょうか。

○読書振興課主幹（山根雄一） 読書振興課としては、学校図書館を活用した授業づくりに向けて、参考となる授業の視察を行い、その取組事例を担当の教員と一緒に紹介する研修を行っております。また、読書活動支援システムでは、学校図書館

を活用した授業の好事例や授業記録、ブックリストなどを教職員間で共有する機能の提供も行っております。

○井上弘美 では、学校図書館司書、司書教諭の取組を教育委員会としてどのように支援しているかも教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） 教育委員会では、学校教育課と読書振興課が共催し、学校司書や司書教諭の専門的な知識とスキルを向上させるため、学校図書館担当者研修、学校図書館活用研修を実施しております。令和5年度は、豊中市の実践事例の紹介や、「学びをつなぐ学校図書館」として講師をお招きして講義と質疑応答などを行いました。また、豊中市立小中学校教育研究会学校図書館部会、現在の豊中市立学校教育認定研究会における学校図書館の活用研究会と学校司書が合同で研修する機会を設け、学校図書館における著作権への配慮を学び、理解を深めました。

○井上弘美 子どもの本離れというのは以前からあったことなのですが、家庭などで大人がスマホやパソコンばかり見ている中で子どもが読書を日常生活にするというのは望み薄なようで、家庭以外での動機づけ、環境づくりの工夫に期待するところです。図書館、学校で子どもの興味を引く様々な取組、また子どもの興味やレベルに合った本選びなど、切り口はいろいろあると思います。そういった思いで、子どもと本、学校教育と本という視点で質疑をいたしました。

さらにもう一問、子どもをとりまく読書環境整備の取組ということで、コロナ禍を経てブックスタート事業のありように変化があったのか教えてください。

○読書振興課主幹（山根雄一） ブックスタート事業につきましては、新型コロナ前は4か月児健診時に図書館職員とボランティアスタッフが会場で絵本をお渡しし、読み聞かせを行っていました。コロナ禍では感染防止のため、当初は保健師から引換券をお渡しし、図書館で絵本に換えていましたが、配布率が低かったため、保健師から直接絵本を手渡ししていただく方法に変更いたしました。また、案内にQRコードを貼付し、絵本を通じて親子の触れ合いを支援する内容のメッセージを発信しました。現在は、4か月児健診時の流れが変更されたことに合わせ、図書館職員が会場で絵本をお渡しし、ボランティアスタッフが一組一組に読み聞かせを行っております。事業実施に際しては、図書館の利用につながるよう、図書館職員とボランティアスタッフが共に考えを出し合い、創意工夫を重ねております。

○井上弘美 コロナ禍では、4か月健診の実施状況に合わせて工夫を重ねられ、現

在は読み聞かせとともに手渡す方法に戻っているとのこと。絵本をきっかけに図書館の利用につながり、絵本との触れ合いとともに、先ほどご説明いただいた一時保育なども利用して、保護者さんもりフレッシュしていただく流れにつながればと思います。

次は、学校教育課にお伺いします。

音楽教育の推進ということで、事業の概要についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 本事業につきましては、児童生徒が音楽のすばらしさに触れる機会を充実させることで、情操教育の一環として豊かな人間性を育むとともに、音楽文化の醸成による、音楽があふれる学校づくりを進めることを目的としております。学校の教育課程に基づき、児童生徒の発達段階に応じて音楽教育等の充実を図るため、大阪音楽大学との連携による授業等支援活動と箏（お琴）の貸出しによる伝統音楽の普及を実施しております。

○井上弘美 サウンドスクール事業について、鑑賞以外に児童生徒はどのような体験ができるのでしょうか。

○学校教育課長（花山 司） 授業等支援活動としましては、年間を通じて楽器の紹介や演奏補助、鑑賞授業の補助、合唱コンクールや学習発表会等の練習補助及び創作活動等の補助等、教育課程に位置づく音楽授業等への指導支援を実施しております。また、部活動等支援として、パート別指導補助等、中学校及び義務教育学校の部活動や小学校ブラスバンドクラブ等への年間を通じた指導支援を実施しております。伝統音楽の普及としましては、箏（お琴）の学校への貸出しを行い、教育課程に位置づく和楽器の表現活動の指導を支援しております。

○井上弘美 音楽教育は、家庭の方針や経済状況で、各家庭で差が出やすいところですが、授業や部活動を通じ、学校で音楽に触れる時間が本事業によってさらに充実していることが分かりました。大阪音大さんが近いことで、連携もなっているとのこと。音楽のまち豊中にふさわしい事業と評価し、今後の発展を期待いたします。

では、部活動事業につきましてお尋ねします。

中学校の部活動へ指導員、指導協力者を派遣する事業です。実績についてお答えください。

○学校教育課長（花山 司） 令和5年度の実績につきましては、部活動指導員16名を配置、部活動指導協力者は61名を派遣し、延べ派遣件数は2,701件でした。

○井上弘美 執行率 82%という結果ですが、部活動指導員、指導協力者派遣の依頼が少なかったのか、学校は必要としていたが協力者が確保できなかったのかお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 部活動指導員は、学校からの配置の要望が多かったため増員を図り、令和5年度は各校1名、計17名の配置を目指しましたが、応募された方の専門性と学校側が必要とする部活動分野の調整がつかず、16名の配置となっております。

部活動指導協力者につきましても、令和5年度は学校からの派遣要望が多かったことから予算を増額したものの、想定より新規登録者数が伸びず、協力者の総数が令和4年度と比較して横ばいとなったことから、当初計画を下回ったものです。

○井上弘美 それでは、今後の方向性についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 部活動指導員につきましては、学校からの配置要望も多く、本年度は配置人数を各校2名、計34名に拡充しており、今後も配置人数の拡充を検討してまいります。

部活動指導員、指導協力者ともに人材の確保が課題であり、教育委員会が登録者を確保し、学校からの依頼に基づき調整、派遣できるよう、引き続き大阪府の指導員バンクの活用、市ホームページやX（旧ツイッター）において登録募集をするなど、引き続き人材確保に努めてまいります。また、今後の部活動地域移行を進めるに当たり、配置校、部員数の少ない種目から地域団体と連携し、休日の部活動の地域移行を進めてまいります。

○井上弘美 中学校部活動の課題はこれまでも議論してきました。地域移行を進めるとしても、まだまだ時間がかかるかと思います。その間、支援員、協力者の派遣は、部活動の維持や教員の負担軽減、指導内容の充実に有効で、今年度は各校2名に増やしているとのことで、評価するとともに拡充をお願いしたいと思います。

それでは、通訳派遣事業と日本語指導につきまして、まず通訳派遣の対象児童生徒数、言語数、通訳者の現状と課題について教えてください。

○学校教育課長（花山 司） 通訳派遣対象児童生徒数は令和5年度末現在で65名、言語数はイタリア語、インドネシア語、ウクライナ語、英語、スペイン語、タイ語、中国語、ネパール語、フィリピン語、ベトナム語、ベンガル語、ポルトガル語、モンゴル語、ロシア語の14言語でございます。通訳者は、昨年度末の登録者数が62名でございます。

課題としましては、言語によっては登録者が少なく、学校の希望に添えないケースがあるということでございます。

○井上弘美 では、日本語指導を必要とする児童生徒数、指導者の現状と課題について教えてください。

○学校教育課長（花山 司） 日本語指導を必要とする児童生徒数は、令和5年5月1日現在で147名でございます。

日本語指導は、府費負担教職員の日本語指導加配教員が6名、市費の謝礼金対応の日本語指導支援員が5名、計11名にて行いました。自校の日本語指導を必要とする児童生徒の指導のほか、在籍している市内の学校を巡回にて指導を行っております。

令和4年5月1日は117名であった日本語指導を必要とする児童生徒ですが、先ほども述べましたように、令和5年5月1日には147名と1年間で30名増えております。帰国・渡日児童生徒は年々増加しており、住みやすい豊中に点在して在住されております。例えば、日本語ゼロで渡日してきた児童生徒に対して、巡回指導にて重点的に日本語指導を行うことが難しい状況であり、人的支援及び日本語初期指導の充実が喫緊の課題だと認識をしております。

○井上弘美 住みやすい豊中を選んで渡日されているようだとのこと、増加傾向に対応する人材が追いついていない状況です。

では、言語の増加傾向について教えてください。あわせて、子どもの支援について、子どもの状況に合わせながら行っている工夫についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 傾向としましては、中国語及びネパール語の通訳時間が増加をしております。

帰国・渡日児童生徒への支援としましては、状況に応じて通訳者派遣を行っているほか、委託事業にて行っておりますこども日本語教室、また国際教室も案内をしております。

○井上弘美 国際教室については後ほどお尋ねしたいと思います。

学級にスムーズになじむためには、日本人生徒の側の教育も必須です。多文化共生教育の取組はどのように進められていますか。学校現場の課題についてもお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 各学校が実情に合わせ、とよなか国際交流協会の協

力の下、地域にお住まいの外国にルーツのある方や保護者の方をゲストティーチャーとしてお招きし、外国の文化に触れる体験学習や聞き取り学習等を行っております。

外国の文化に触れる機会を得た後、教科学習や学校行事などと結びつけ、系統立てたカリキュラム・マネジメントをどのように進め、実践的な行動力につなげていくかということが今後の課題であると認識しております。

○井上弘美 では、続けて国際（理解）教育の推進事業についてお聞きいたします。

この事業の内容についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 国際化した社会において、地球的視野に立って主体的に行動するために必要と考えられる資質、能力の基礎を育成することを目指し、小学校外国語体験活動では外国人ボランティアによるオンライン授業を実施するとともに、ユネスコスクール加盟校等においては国内外の学校間での協働学習等に取り組みました。

○井上弘美 オンライン化による効果、課題、そして今後の展望についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） オンラインで実施することで、海外からの配信も含めて、多様な言語文化についての授業を実施することができました。テレビの画面を見る時間が長くなり、集中が途切れやすいといった課題がありましたが、途中で話し合う時間や活動をする時間を入れることで解消されるものと考えられます。

オンライン実施と対面実施、それぞれに効果と課題があり、委託業者については公募型プロポーザル方式にて選定を行っております。令和6年度においては、対面で実施をする事業者による実施を行っております。

○井上弘美 今年度の委託は公益財団法人とよなか国際交流協会に戻ったとのことなんですけれども、新型コロナの時期、オンラインにたけた事業者と様々な工夫されたと伺っています。ご答弁のとおり、オンライン、対面、それぞれにメリット、デメリットがあります。オンラインでもよいコンテンツを提供できれば幅が広がると思いますし、海外との交流も魅力的です。引き続き、事業の効果検証をお願いしたいと思います。

では、続いて外国人児童、帰国児童対象の国際教室についてお尋ねします。

まず、事業の対象者、実施校など、事業の概要について教えてください。

○学校教育課長（花山 司） 帰国・渡日児童生徒を対象とした居場所づくりと学習支援教室であり、対象児童生徒の自己肯定感の保持向上や、日本語学習支援を目的としております。

令和5年度は小学校7校、桜井谷、熊野田、豊島、上野、北丘、東豊中、高川の7校に開設し、13名の指導員を配置し、運用しておりました。

○井上弘美 予算の執行率が87.0%とのことでした。多くの参加に向けての課題についてお聞かせください。

○学校教育課長（花山 司） 通ってきている児童生徒は表情豊かに過ごしており、ニーズは高い教室です。増設を働きかけたい状況ではございますが、指導員の確保が厳しく、そこが一番の課題でございます。また、夏季休業中の学習支援としまして、中学生を対象に夏期特別講習を実施しておりますが、母国への帰省や部活動等への参加により、夏期特別講習へ参加しづらいということも課題の一つでございます。

○井上弘美 表情豊かに過ごしているとのことがありました。慣れない言葉で過ごす教室は、どうしても緊張や心の負担があるでしょう。そこをほぐしてくれる母国語での会話の場は、もちろん学びもありますが、ほっと心を和ませる場だと思います。

中学生の夏期講習の参加は、部活や帰省を楽しんでいるならそれでもいいようにも思いますが、学習のフォローとしては必要ですし、もっと参加者が増えるように工夫をお願いしたいと思います。

続いて、学び育ち支援課へ、放課後こどもクラブの運営についてお尋ねいたします。

まず、庄内さくら学園放課後こどもクラブ運営委託について、実施状況と保護者からの評価をお聞かせください。

○学び育ち支援課長（松本光真） 令和5年4月から全日の運営を委託しましたが、契約書、仕様書に基づき、必要な人員体制を整え、適切なクラブ運営がなされていることを毎月のモニタリングで確認しています。また、科学実験や英語など、民間活力を活用したサービスも提供されました。

保護者からは、直営ではできなかった体験ができるようになってよかった、小まめに子どもの様子を伝えてくれるのでありがたいといったお声をいただいております。

○井上弘美 毎月のモニタリングというのは、事業者さんに対してモニタリングをするということで伺っております。

では、続いて桜井谷東小学校放課後こどもクラブの土曜運営委託について、実施状況と保護者からのお声を教えてください。

○学び育ち支援課長（松本光真） 令和5年10月から土曜日の運営を委託するとともに、令和6年4月の全日委託開始に向けて、十分な引継ぎを行いました。また、プログラミングなどのイベントも実施され、放課後こどもクラブで児童が過ごす時間の充実にもつながっていると感じています。

保護者からは、体験したことのないイベントに参加できて子どもがすごく楽しそうでした、一人一人の子どもの特性に応じた対応をしてくれてありがたいといったお声をいただいております。

○井上弘美 体験したことのないイベントに参加できて楽しそうだったとお声があったとのこと、次年度からは放課後 *select* が本格実施されていきますが、2023年度にはそういった取組はあったのでしょうか。

○学び育ち支援課長（松本光真） クラブ運営を委託したクラブにおいて、科学実験などのイベント実施や、英語やプログラミングなどの習い事機能の試行実施を行いました。

○井上弘美 入会要件を満たしている希望者は全員受け入れることを前提としていますが、人数が増えた場合に直営と委託が一つの学校で併存することはあるのでしょうか。

○学び育ち支援課長（松本光真） クラブ運営の委託については、学校単位で実施しており、1つの学校で直営と委託のクラスは混在していません。直営と委託が1つの学校で併存した場合は、クラブ運営において学校との情報共有やクラス間の連携など課題が生じることが懸念されるため、今後、クラブに入会する児童の人数が増えた場合においても、学校単位での委託で対応する予定です。

○井上弘美 人口減少社会ではありますが、共働き、シングルが増え、就学前保育と同じくニーズは高まると考えられます。今後、民間の力を借りていかなければならないと思いますし、今回のご答弁でもうまく進んでいる印象を受けました。それでも、直営をメインとしていただきたいし、その際に例えば放課後 *select* が民間委託のところだけ進むというのは課題だと思います。科学実験、英

語、プログラミング、そういったプログラムを民間が持っているのかもしれないんですけども、地域の方のお力をお借りするようなこともできないかなと思っております。

意見は以上です。

では、次に放課後等の児童の居場所づくり事業について事業内容を教えてください。

○学び育ち支援課主幹（津田 晋） 放課後等の児童の居場所づくり事業の校庭開放は、放課後等に市内の小学校の校庭などの学校施設を開放し、見守り員を配置して、全ての児童が安全で自由に遊ぶ居場所を提供している事業です。

○井上弘美 では、その見守り体制と今後の実施、拡充についてお答えください。

○学び育ち支援課主幹（津田 晋） 見守り員の体制は、民間事業者への運営委託により、各学校2人の見守り員を配置し、安全な運営に取り組んでいます。今年度から、全ての小学校、義務教育学校で実施しているため、拡充の予定はございません。

○井上弘美 昨年度までは参加児童が受付簿に記載する方法でしたが、今年度から事前登録制が導入されたと聞いています。事前登録の内容と目的、管理の責任について教えてください。

○学び育ち支援課主幹（津田 晋） 校庭開放の事前登録は、利用を希望される場合に、学校名、学年、児童名、保護者名とその緊急連絡先を本市の電子申込システムに登録していただくものです。その目的は、参加児童のけがなどが発生した場合、迅速に保護者へ連絡し、対応するためです。また、その管理責任は豊中市教育委員会にあります。

○井上弘美 令和4年度10校、令和5年度で25校、そして今年度は全校実施となりました。受付方法を当日記入から事前登録にされましたが、登録ができていない児童も、来れば連絡先を聞いて受け入れていただいているとのことでした。

学校の中で民間委託される時間帯、場所が増える中で、教員の負担を増やさない努力を教育委員会がされていることも理解いたします。とはいえ、子ども同士の関係性など気になったことが伝え合える、そこは大事なかなと思います。

では、創造活動につきまして、児童生徒課へお尋ねいたします。

クラスへの登校につらさを感じる児童生徒に別室対応を運営する学校がありま

す。この別室登校への支援員の派遣状況と派遣した学校をどのような基準で決めているのか、教えてください。

○児童生徒課長（井上倫子） 別室登校支援員は、9 中学校、1 義務教育学校に派遣しています。

別室登校支援員を派遣する学校につきましては、校内教育支援センター—いわゆる別室ですが—を運営する学校のうち、派遣を希望する校長から提出された別室登校支援員の活用に係る計画書が新たに不登校を生み出さない計画になっているか、また不登校傾向のある生徒の登校支援となる計画になっているかなど、その有効性と期待される効果に鑑み、優先順位を設けて選定しています。

○井上弘美 別室登校支援員の派遣による成果と課題について教えてください。

○児童生徒課長（井上倫子） 別室登校支援員の派遣による成果といたしましては、中学校在籍生徒数は令和4年度から令和6年度で9,776人から9,975人と増えているにもかかわらず、その年度から不登校となった新規不登校生徒数は令和4年度、令和5年度、変わらず278人であり、増加を抑えることができました。また、令和6年度につきましては、1学期終了時点において、令和5年度が82人であったところ、令和6年度は59人と減っています。

課題としては、別室登校支援員の人材確保、支援の質の向上が挙げられます。

○井上弘美 不登校とは、病気や経済的な理由を除き、年間30日以上欠席し、かつ精神的、身体的あるいは社会的要因によって登校できない状態です。別室登校が支援員の派遣によりてこ入れされ、不登校の抑制という成果が出ているということです。現在、10校への派遣ですが、人材確保支援の質の向上を図り、全校配置を進めるべきと意見を申し上げます。

では、青少年交流文化館いぶきの創造活動では、どのような児童生徒が対象でどのような活動を行っているのでしょうか。また、参加している児童生徒数を教えてください。

○児童生徒課長（井上倫子） 青少年交流文化館いぶきの創造活動では、相談援助、訪問援助、登館援助を行っています。

相談援助は、不登校状態であることに悩む児童生徒、保護者などを対象とし、電話や来館による相談支援を行っています。

訪問援助は、外出できず家族以外の人と接することが難しい児童生徒を対象とし、学生カウンセラーが定期的に家庭を訪問することで、よき姉、よき兄、よき友

となって、家族以外の人と接することができるようになるよう支援を行います。

登館援助は、外出ができる状態の児童生徒を対象とし、個人援助から始め、子どもの状況に応じてグループ活動に移行、個々の興味、関心に応じた活動を通して様々な生活体験を積み、人との触れ合いを深める支援を行います。

令和5年度の参加児童生徒数は、相談援助が78人、訪問援助が6人、登館援助が126人、合計210人でした。

○井上弘美 創造活動を通じて不登校状態となった児童生徒、保護者が社会とつながり、今後の道を開いていくことに重要な意義を感じています。さらに言うと、学校に通えず創造活動にも参加できていない生徒の現状把握について、学校といぶきの共有が図られているか、何らかの支援プログラムが作成されているか、また今後、学びの多様化学校も設置され、学校内の別室やいぶきと分化していくこととなりますが、生徒・保護者への対応、その責任の所在はどのように考えているのか、機会を改めて教育委員会にはお尋ねしたいと思います。

質疑は以上です。